

# 告示

## 埼玉県告示第七百六十五号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人社団和風会所沢中央病院	埼玉県所沢市北秋津七百五十三番地の二	平成二十八年五月三十一日